

**山形県企業局特定事業主行動計画に係る実施状況及び
女性の職業選択に資する情報の公表について**

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第6号。以下「法」という。）第19条第6項に基づく実施状況の公表及び法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表については、以下のとおりです。

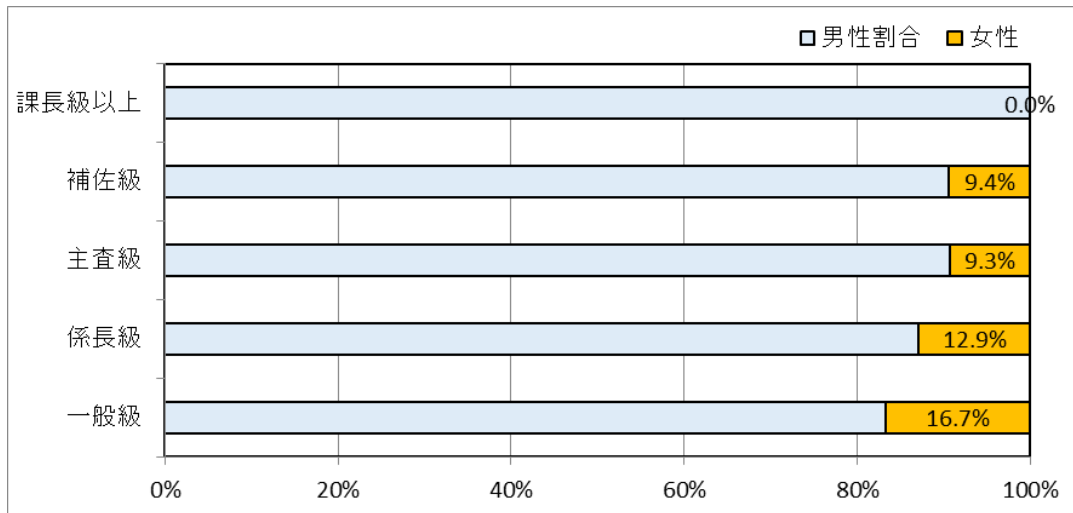
【1 取組状況】

実施時期	取組内容
随時	時間外勤務縮減に向けた取組みの推進 ・ 定時退庁日の徹底、管理職のマネジメント等の徹底
	在宅勤務制度の取得促進 ・ 在宅勤務推進月間の設定 ・ 月5日の実施制限の撤廃、手続きの簡素化（令和3年8月改正）
	男性職員の育児関連休暇・休業の取得促進 ・ 子の生まれる男性職員と所属長等による面談の実施 ・ 育児休業取得時の収入シュミレーションシートの作成・周知
通年	年次有給休暇の取得促進 ・ 全職員が1年間に5日以上の子年次有給休暇を確実に取得することに取り組むこととする通知を発出
	山形県庁イクボス宣言の実施 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進による男女の活躍促進のためイクボス宣言を実施

【2 実績等】

①各役職段階の職員の女性割合

《職位別・女性職員割合（企業局）R4.4.1 現在》



令和7年度までに達成する目標

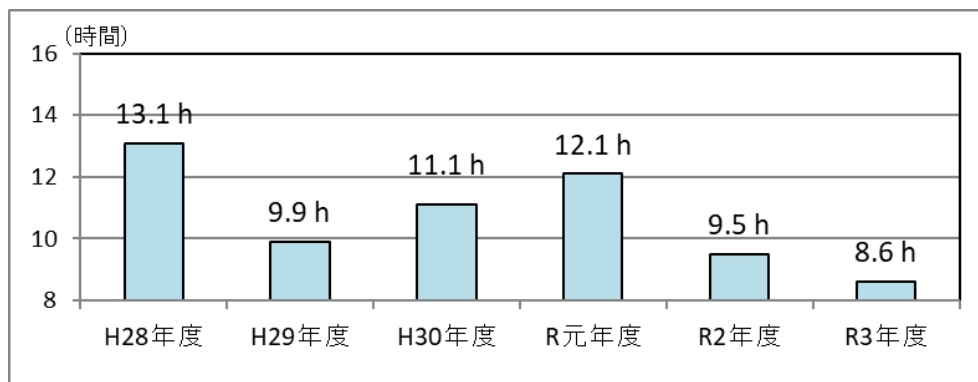
- ・役付職員（係長級以上）に占める女性職員の割合：10%以上

	R2年度 (計画策定時)	R3年度	R4年度	(参考)		
				H29年度	H30年度	R元年度
課長級以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
補佐級	6.5%	9.4%	9.4%	9.7%	6.5%	6.5%
主査級	11.4%	6.8%	9.3%	2.3%	4.8%	6.5%
係長級	13.3%	13.8%	12.9%	8.6%	6.1%	9.4%
役付合計	9.6%	8.7%	9.5%	5.9%	5.2%	6.7%

※技能労務職員は除く。

②超過勤務の状況

《超過勤務の推移（企業局、一人当たり月平均）》



③男女別の育休取得率、男性の配偶者出産休暇等の取得率

令和7年度までに達成する目標

- 男性職員の育児休業取得率：100%
- 男性職員の妻の出産時の子育て休暇（育児参加休暇）：全員取得

《育児関係休暇等制度の取得状況の推移》

			R2年度 (計画策定時)	R3年度	(参考)		
					H29年度	H30年度	R元年度
育児休業	女性	取得者数	1人	0人	1人	0人	1人
		取得率	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	男性	取得者数	1人	3人	0人	0人	2人
		取得率	33.3%	42.9%	0.0%	0.0%	66.7%
配偶者出産休暇	男性	取得者数	3人	7人	4人	3人	3人
		取得率	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	100.0%
育児参加休暇	男性	取得者数	1人	6人	1人	2人	1人
		取得率	33.3%	85.7%	25.0%	50.0%	33.3%

《男性職員の育児休業等取得促進に関する取組》

令和 3年度：課長級及び補佐級の人事評価項目に育児休業等を取得しやすい環境づくりに取組むこと等の項目を追加

(参考)

平成 28 年度：職員に男女の別なく子育てに積極的に関わることの大切さを認識してもらうこと及び仕事と家庭の両立のために特別休暇等を効果的に活用してもらうことを目的として子育て“とっきゅう”便の開始

平成 30 年度：育児・介護など多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境をつくるために、所属長がどのように取り組んでいくか、その方策についてまとめた「イクボス虎の巻」を配布

②在宅勤務の状況

令和7年度までに達成する目標

- 全職員が在宅勤務を実施

《在宅勤務を行ったことがある職員数》

	R2年度 (計画策定時)	R3年度
人数	80名	155名
全人数	162名	162名